

南大沢町会会則

(名称)

第1条 本会は「南大沢町会」と称する。

(町会の組織)

第2条 本会は次の個人・団体より構成する。

正会員 八王子市南大沢町1丁目、2丁目の区域に居住する世帯で構成し、運営上、組に分けて運営し、総会および理事会に参加できる。

サポート会員 前述の区域外に居住・所在し、本会の活動を支援する個人・世帯。

賛助会員 地域内に所在する団体。

(2) 新規の加入者等により組の増減が必要なときは、理事会で決定する。

(町会の事務所)

第3条 本会の事務所は会長宅に置く。

(目的)

第4条 本会は健康的で明るい町づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- 1、地域の生活環境の維持改善、その他問題点の吸い上げと対策。
- 2、健康的で明るい社会を築いてゆくため、地域の活動グループ、組織への参画と支援。
… 体力づくり活動、子供育成会、老人会、親睦会など。
- 3、必要に応じ、行政関連機関への地域住民としての参画と支援。
… 消防団、交通安全協会、女性防火協会など。
- 4、地域の連絡事項等の情報伝達。
- 5、南大沢会館の維持管理と運営。

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 1名
- 3、理事 必要数、ただし、組の数と同じとする。
- 4、会計 1名
- 5、会計監査 2名

(2) その他、前条の事業を行うために理事の中から担当者を委嘱することができる。

(3) 第1項に規定する役員のほか、顧問、相談役を置くことができる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、その職については再任までとする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、会計(以下、「三役」という。)は総会に於いて選出する。なお、「三役」の選出については、任期終了の2カ月ほど前の理事会において、総会における三役選出方法について審議し、

- 1、理事全員により「三役選考委員会」を設置し、候補者を選出する。
 - 2、総会の際の「選挙管理委員会」を設置し、投票準備をする。
 - 3、その他、顧問、相談役等(旧・前三役を含め)の「連絡会」を開催する。などの候補者選出方法を決め、総会における「三役」選出の準備を行う。
- (2) 理事は各組から選出する。
- (3) 会計監査2名は理事の互選により選任する。
- (4) 会長は第5条の事業を行うため、特に必要ありと認めるときは、役員の中から担当する事業を決定し、委嘱することができる。

(顧問、相談役)

第9条 会長が必要と認めるときは、理事会に図って顧問、相談役を置くことができる。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりである。

- 1、会長は町会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、長事故ある時はその職務を代行する。
- 3、会計は本会の会計事務を行う。
- 4、理事は、各組を代表し、町会の運営に対して本会の目的遂行についての審議を行い、会務を処理する。
- 5、会計監査は会計事務を監査する。
- 6、顧問、相談役は町会の運営上必要な場合に、助言、指導を受けるものとする。

(会議)

第11条 本会の会議は、

- 1、総会
 - 2、理事会
- とし、会長がこれを招集する。
- (2) 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は4月中に開き、前年度の決算及び事業報告の承認、新年度の予算及び事業計画の決定、並びに役員を選出等を行う。
- (3) 臨時総会は会長が必要ありと認めるときこれを開く。
- (4) 理事会は事業昇進および結果について審議し、町会の一層の発展のために努力する。
- (5) 総会の議長は会長が選任し、理事会は会長が議長となり、議事は出席者の総意を以て決定する。採決を必要とするときは、出席者の過半数の同意を以て決定する。

(経費)

第12条 本会の経費は会員の拠出する会費及び交付金その他をもってこれに充てる。

- (2) 会員は年会費を納付するものとする。
- (3) 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

(会則の変更)

第13条 この会則を変更する場合は、総会に図り出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。

(委任)

第 14 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、町会長が定める。

付則

- 1、この規約は、昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。
- 2、この規約は、平成 5 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 3、従来「規約」を「会則」に改め、平成 12 年 4 月 1 日から改正実施する。
- 4、この規約は、令和 7 年 4 月 1 日より改正施行する。

以上